

伊賀市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第 11 号

伊賀市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市保育所条例施行規則（平成 16 年伊賀市規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 主任保育士

(3) 保育士

第 9 条に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第14号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年伊賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第14号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同条第2項中「前項第4号又は第18号」を「同項第18号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第16号

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則

伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務部の項中「秘書広報課」を「デジタル自治推進課」に改め、同項の前に次のように加える。

未来政策部	未来政策課 公共・人づくり推進課 秘書課 広聴広報課
-------	----------------------------

第2条第1項の表企画振興部の項を次のように改める。

地域力創造部	地域創生課 文化振興課 スポーツ振興課 公共交通課
--------	---------------------------

第2条第1項の表財務部の項中「管財課 資産経営課」を「資産経営課」に改め、同表人権生活環境部の項中「生活環境課」を「市民生活課 環境政策課」に改め、同表健康福祉部の項中「こども未来課 こども家庭支援課」を「こども政策課 こどもの育ち支援課」に改め、同表産業振興部の項を次のように改める。

産業農林部	農林振興課 農村整備課 商工労働課 観光振興課 中心市街地推進課
-------	----------------------------------

第2条第2項の表企画振興部の項を削り、同表健康福祉部の項及び産業振興部の項を次のように改める。

健康福祉部	こどもの育ち支援課	子育て支援室
	地域包括支援センター	障がい者相談支援センター
産業農林部	農林振興課	未来の山づくり推進室
	商工労働課	企業誘致推進室

第2条第4項及び第5項を削る。

第3条第3項を削る。

第5条第1項中「、局に局長を置く」を「置き、理事、次長、監及び参事を置くことが

できる」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 局に局長を置き、次長、監、副参事、主幹、主査及び主任を置くことができる。
- 3 課等及び室等に課長等を置き、副参事、主幹、主査及び主任を置くことができる。
- 4 係に係長を置き、主査及び主任を置くことができる。

第5条第5項中「所長等」の次に「、副参事、主幹、主査及び主任」を加え、同項に次の2号を加える。

- (5) 国民健康保険阿波診療所
- (6) 国民健康保険山田診療所

第5条第6項を次のように改める。

- 6 伊賀市保育所条例(平成16年伊賀市条例第130号)第1条に規定する保育所に所長等を置き、主幹、主任保育士、主査及び主任を置くことができる。

第5条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項を削る。

別表第1 総務部の表の前に次のように加える。

未来政策部

課名	係名	分掌事務
未来政策課	政策係	(1) 行政施策の総合的企画及び調整に関すること。 (2) 総合計画の策定、進行管理及び評価に関すること。 (3) 主要な政策及び施策の総合的な調整に関すること。 (4) 総合政策会議及び検討部会に関すること。 (5) 部及び課の庶務に関すること。
	企画係	(1) 広域行政に関すること。 (2) 地方版総合戦略に関すること。 (3) 特命事項に関すること。
公共・人づくり推進課		(1) 人づくり施策の総合調整に関すること。 (2) 公共の検証に関すること。 (3) 行政改革に関すること。 (4) 公民連携事業の調整に関すること。 (5) 地方分権に関すること。 (6) 内部統制に関すること。

		(7) 課の庶務に関すること。
秘書課		(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。 (2) 市長及び副市長の事務引継ぎに関すること。 (3) 市長会に関すること。 (4) 儀式、褒賞及び表彰に関すること。 (5) 市の執行機関又は附属機関の委員及びその他委員等の総括事務に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
広聴広報課		(1) 広聴に関すること。 (2) 広報に関すること。 (3) ケーブルテレビ維持管理費等負担軽減制度に関すること。 (4) 市政への提言制度の運用に関すること。 (5) 広告掲載事業に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。

別表第1 総務部の表秘書広報課の部を次のように改める。

デジタル自治推進課	D X推進係	(1) 行政のデジタル化の推進に関すること。 (2) 自治体D Xの方針及び立案に関すること。 (3) D X推進本部会議に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
	情報システム管理係	(1) 情報システムの整備及び管理に関すること。 (2) 情報セキュリティポリシーの管理運用に関すること。

別表第1 企画振興部の表総合政策課の項を削り、同表地域創生課の項及び文化振興課の項を次のように改める。

地域創生課	地域創生推進係	(1) 地域創生施策の総合調整に関すること。 (2) 部及び課の庶務に関すること。
	移住定住係	(1) 移住、定住及び交流に関すること。 (2) 地域おこし協力隊に関すること。

文化振興課	振興係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化振興施策の企画調整に関すること。 (2) 市民文化の振興、調査研究に関すること。 (3) 芸術及び文化の振興に関すること。 (4) 文化振興事業に係る関連団体等との連絡調整に関すること。 (5) 芭蕉翁顕彰に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化振興施設の管理及び整備に関すること。 (2) 芭蕉翁顕彰施設の管理及び整備に関すること。 (3) 美術作品等の保管及び活用に関すること。

別表第1企画振興部の表中「交通戦略課」を「公共交通課」に改め、同表を別表第1地域力創造部の表とする。

別表第1財務部の表管財課の項を削り、同表資産経営課の項を次のように改める。

資産経営課	管財係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公用車に関すること。 (2) 市有財産の損害保険及び自動車損害賠償保険に関すること。 (3) 備品台帳の整備及び保管に関すること。 (4) 基金、積立金及び出資金の運用に関すること。 (5) 土地開発公社に関すること。 (6) 普通財産の管理に関すること。 (7) 財産台帳の整備及び保管に関すること。 (8) 市営駐車場の整備及び管理に関すること。 (9) 俳都ピアとの連絡調整に関すること。 (10) 本庁舎並びにその附帯施設及び附帯設備の維持管理に関すること。 (11) 部及び課の庶務に関すること。
	資産活用係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財産に関する各種計画に関すること。 (2) 公共施設最適化に関すること。 (3) 市有財産の有効活用に関すること。

	(4) 普通財産の処分に関する事。
--	-------------------

別表第1 地域連携部の表大山田支所の項中 「(17) 伊賀の国大山田温泉に関する事。
(18) 支所の庶務に関する事。」

を「(17) 支所の庶務に関する事。」に改める。

別表第1 人権生活環境部の表住民課の部戸籍住民係の項中「(11) 課の庶務に関する事。」を
(11) おくやみ窓口に関する事。 に改め、同部生活安全係の項を削り、同部
(12) 課の庶務に関する事。」

の次に次のように加える。

市民生活課	(1) 市民相談に関する事。 (2) 法律相談等の開催に関する事。 (3) 行政相談委員に関する事。 (4) 交通安全対策に関する事。 (5) 放置自転車対策に関する事。 (6) 消費生活に関する事。 (7) 防犯対策等に関する事。 (8) 犯罪被害者等支援に関する事。 (9) 墓地に関する事。 (10) 改葬の許可に関する事。 (11) 狂犬病予防等に関する事。 (12) 斎苑に関する事。 (13) 所管に係る支所との調整に関する事。 (14) 課の庶務に関する事。
-------	---

別表第1 人権生活環境部の表生活環境課の部を次のように改める。

環境政策課	環境政策係	(1) 環境施策の総合企画及び調整に関する事。 (2) 環境基本計画に関する事。 (3) 地球温暖化対策に関する事。 (4) 環境保全の啓発等に関する事。 (5) 環境審議会に関する事。 (6) 課の庶務に関する事。
-------	-------	---

環境保全係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の保全に関する事。 (2) 環境マネジメントシステムの推進に関する事。 (3) 生活環境の測定に関する事。 (4) 公害防止関係法令等に基づく届出の受理に関する事。 (5) 産業廃棄物に関する事。 (6) 環境保全負担金制度の運用に関する事。 (7) 環境センターの維持管理に関する事。
-------	---

別表第1 健康福祉部の表障がい福祉課の部障がい福祉係の項中「障がい者（児）手当」を「障がい者（児）手当等」に改め、同表子ども未来課の部、子ども家庭支援課の部及び保育幼稚園課の部を次のように改める。

子ども政策課	企画総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉施策の企画及び調整に関する事。 (2) 子ども計画の策定及び推進に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。
	児童福祉係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放課後児童クラブに関する事。 (2) 病児保育に関する事。 (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する事。
子どもの育ち支援課	母子保健係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健事業に関する事。 (2) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括支援事業に関する事。 (3) 不妊治療助成に関する事。
	子ども家庭相談係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく援護、措置等に関する事。 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関する事。 (3) 家庭児童相談に関する事。 (4) 女性相談に関する事。 (5) 要支援児童及び要保護児童等への支援に関する事。 (6) 課の庶務に関する事。
	発達支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの発達支援に関する事。

保育幼稚園 課	総務係	(1) 保育所の運営に関する事。 (2) 保育所の施設管理に関する事。 (3) 課の庶務に関する事。
	保育企画係	(1) 保育所、認定こども園、幼稚園の在り方に関する事。 (2) 幼児教育・保育に関する事。 (3) 保育指導に関する事。
	保育認定係	(1) 保育料の算定及び徴収に関する事。 (2) 保育所及び認定こども園の利用に関する事。 (3) 子どものための教育・保育等給付に関する事。 (4) 認可外保育施設に関する事。

別表第1 健康福祉部の表地域包括支援センターの部を次のように改める。

地域包括支 援センター	総務調整係	(1) 複合的な相談に係る総合調整に関する事。 (2) 高齢者及び障がい者の虐待検討委員会に関する事。 (3) センターの庶務に関する事。
	介護支援係	(1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する事。 (2) 介護予防支援に関する事。 (3) 介護予防ケアマネジメントに関する事。
	総合相談係	(1) 高齢者の総合相談及び支援に関する事。 (2) 高齢者の権利擁護に関する事。 (3) 一般介護予防に関する事。 (4) 認知症支援事業（介護高齢福祉課の所管する部分を除く。）に関する事。

別表第1 産業振興部の表農林振興課の部計画係の項を次のように改める。

計画係	(1) 農業施策の企画及び調整に関する事。 (2) 農漁業関係団体との連絡調整に関する事。 (3) 農地法（昭和27年法律第229号）の許認可に関する事。 (4) 農業経営基盤強化に関する事。 (5) 農業振興地域の整備に関する事。 (6) 耕作放棄地対策に関する事。
-----	---

	(7) 認定農業者・担い手育成支援協議会に関すること。
	(8) 地域計画及び農地中間管理機構に関すること。
	(9) 山村振興に関すること。
	(10) 部及び課の庶務に関すること。

別表第1 産業振興部の表商工労働課の部商工振興係の項中「(10) その他商工業の振興に関すること。」を「(10) ふるさと応援寄附金に関すること。」に改め、同部中「企業支援係」を「企業・雇用支援係」に改め、同表中「観光戦略課」を「観光振興課」に改め、同表を別表第1 産業農林部の表とする。

別表第1 建設部の表建設管理課の部土木管理係の項中「事業用地の取得、補償及び登記」を「調整池の維持管理」に、「川上地区生活排水処理施設の管理」を「内水排水対策」に改め、同部公共基盤推進係の項中「川上ダム建設の推進」を「川上ダムとの調整及び促進」に改め、同表道路河川課の部事業推進係の項中「川上ダム周辺整備事業」を「道路施設等の長寿命化」に改め、「(4) 上野新都市事業に関すること。」及び「(5) 内水排水対策に関すること。」を削る。

別表第2 美術博物館建設準備室の項を削り、同表子育て支援室の項中「の教室等」を削り、同表相談支援室の項を削り、同表障がい者相談支援センターの項の次に次のように加える。

未来の山づくり推進室	(1) 林業施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 林業関係団体との連絡調整に関すること。
	(3) 森林及び林業に関すること。
	(4) 緑の募金活動に関すること。
	(5) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく届出に関すること。
	(6) 森林環境譲与税及びみえ森と緑の県民税事業に関すること。
	(7) 青山ハーモニー・フォレストに関すること。

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第12号

伊賀市会計規則の一部を改正する規則

伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第143条第1項第2号に次のように加える。

ケ 共済組合支払金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第13号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(令和5年伊賀市規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則(令和5年伊賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和5年伊賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和5年伊賀市規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和5年伊賀市規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第3号中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第15号

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、第12号又は第13号」を「又は第12号から第14号までのいずれか」に改め、同条第2項中「又は第10号」を削る。

別表第1に次のように加える。

(14) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度において市長の定める期間
---	------------------

別表第2第2号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「の定めるその」を「が定めるその」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表第10号を削り、同表第11号を同表第10号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。